

		<p>き三時間、摂氏二十五度をこえる場所で作業させるときは作業時間の合計が一日につき二時間をこえないこと。</p> <p>(ロ) 満十七歳の者については、摂氏三十四度をこえる場所では作業させないこととし、摂氏二十四度をこえ摂氏二十九度以下の場所で作業させるときは作業時間の合計が一日につき三時間、摂氏二十九度をこえる場所で作業させるときは作業時間の合計が一日につき二時間をこえないこと。</p>
--	--	---

### 別表第一の二（第三十五条関係）

#### 一 業務上の負傷に起因する疾病

#### 二 物理的因子による次に掲げる疾病

- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
  - 2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
  - 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
  - 4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
  - 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍<sup>かいよう</sup>等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死<sup>え</sup>その他の放射線障害
  - 6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病<sup>かん</sup>又は潜水病
  - 7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
  - 8 暑熱な場所における業務による熱中症
  - 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
  - 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
  - 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
  - 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死<sup>え</sup>
  - 13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- #### 三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1 重激な業務による筋肉、<sup>けん</sup>腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
  - 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
  - 3 さく岩機、<sup>びよう</sup>鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、<sup>しやう</sup>前腕等の末梢循環障害、<sup>しやう</sup>末梢神経障害又は運動器障害
  - 4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他<sup>し</sup>上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、<sup>けい</sup>頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
  - 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病
- 四 化学物質等による次に掲げる疾病**
- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
  - 2 <sup>ふつ</sup>弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
  - 3 すず、<sup>たん</sup>鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
  - 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、<sup>ぜん</sup>気管支喘息等の呼吸器疾患
  - 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、<sup>ぜん</sup>気管支喘息等の呼吸器疾患
  - 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
  - 7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
  - 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
  - 9 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- 五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条各号に掲げる疾病**
- 六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病**
- 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
  - 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務による<sup>そ</sup>ブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
  - 3 湿潤地における業務による<sup>そ</sup>ウイルス病等のレプトスピラ症
  - 4 屋外における業務による<sup>つつが</sup>恙虫病

5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 3 四一アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- 7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫しゅ
- 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がんしゅ
- 11 オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がんぼうこう
- 12 一・二ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- 13 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
- 14 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫しゅ、  
甲状腺がんせん、多発性骨髄腫しゅ又は非ホジキンリンパ腫しゅ
- 15 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 16 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍しゅよう
- 17 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 18 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 19 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 20 砒素ひを含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物ひを製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
- 21 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
- 22 1から21までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心

臓性突然死を含む。) 若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

十一 その他業務に起因することの明らかな疾病

## 別表第二（第四十条関係）

### 身体障害等級表

等級	身体障害
第一級 (労働基準法第十二条の平均賃金の一三四〇日分)	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したものと 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 削除 六 両上肢を肘関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢を膝関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廃したもの
第二級 (労働基準法第十二条の平均賃金の一一九〇日分)	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの 二の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級 (労働基準法第十二条の平均賃金の一〇五〇日分)	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したものと 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 五 十指を失つたもの
第四級 (労働基準法第十二条の平均賃金)	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳を全く聾したもの 四 一上肢を肘関節以上で失つたもの